

一関市立磐井中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの問題に対する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめを発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて、生徒はかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格に健やかな発達を支援するという生徒観、教育観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(いじめの定義)

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、無視をされる。
- 変なあだ名をつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりする。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- お金や物をとられたり、おごらされたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやケータイ（スマホ）等で、変なことを書かれたり、知らないうちに写真や動画をアップされたりする。

(2) いじめに対する教員の基本姿勢

学校の教育活動全体を通じて、次のような認識を十分理解し、いじめ防止等にあたります。

- ・人間として決して許されない行為であること。
- ・いじめを受けた生徒の立場からいじめを認識すること。
- ・いじめる側が悪いと考えること。（いかなる理由があろうとも）
- ・いじめは、どの生徒、どの学校でも起こりうること。
- ・いじめは、人権侵害であり即時対応しなければならないこと。

・いじめの解決には、関係した子どもたちの保護者との連携が必要であること。

(3) 学校としての構え

学校の教育活動全体を通じて、次のような考えに基づき、いじめ防止等に当たります。

- ① 生徒の心身の安全・安心を最優先に考え、危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守ります。
- ② 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- ③ 「いじめは人間として絶対許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底できるように努めます。
- ④ 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成します。
- ⑤ いじめが解消されたと即断することなく、継続して十分注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者との連携を図りながら、見届けるようにします。

2 いじめの未然防止のための取組み

私たち教職員は、次のことを共通の心構えとして学校の教育活動を進めます。

学校が生徒に示す4つの約束

- 意味あること、値打ちのあることに頑張る生徒を精一杯応援します。
- 頑張ろうとする仲間の思いを否定するような言動には、教職員全員で指導します。
- 悩みや心配事がある生徒は、「誰でもいいので、一番相談しやすい人に相談してほしい」ということを共通理解して指導を進めます。
- 相談された場合は、その日のうちの解決を目指して立ち上がります。

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・一人一人の生徒が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が得られるよう、教科指導を充実させます。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間とかかわり、自己存在感や所属感を味わいながら、望ましい人間関係を創ることができるように指導に努めます。
- ・生徒会活動、特別活動を通して共感的な人間関係づくり、自発性・自治力の育成に努めます。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対に許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導します。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努めます。

(2) 生命や人権を大切にする教育の推進等

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、平和学習、宿泊学習、社会体験学習、地域ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実するように努めます。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実させます。
- ・生徒会が中心となって「いじめ問題」について話し合い、一人一人の生徒が安心して生活出来る仲間関係づくりを進めます。
- ・誰もが差別や偏見を見逃さず、互いに思いやりの心をもってかかわることができ

るための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。

(3) 全ての教育活動を通じた指導

- ・教育活動を通じて、次の3点を留意した指導の充実に努めます。
- ① 生徒に自己存在感を与えるような指導を進めます。
- ② 共感的な人間関係を育成するような指導を進めます。
- ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性を開発するような援助を進めます。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動、総合的な時間等を利用し、「いきる・かかわる・そなえる」の復興教育に取り組んだり、人権作文・道徳集会を実施したりする。
- ・落書きや器物の損壊は、迅速に修復し、関係した生徒が特定できない場合でも、全体（学校、学年）に指導する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱に関する指導について、教職員及び保護者の間で共通理解を図るように努めます。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させます。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者を交えた小中連携、情報交流会等を充実させます。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの問題早期発見のための取組

- ・教職員は、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けることを心掛け、いじめの早期発見を図る。
- ・担任を中心に教職員は、生徒たちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努め、そのサインを見逃さないよう細かい情報交換に努め、小さな変化への敏感な気づきに努めるとともに、スクールカウンセラーや相談員等と協力して、生徒や保護者が相談できる体制を整備します。
- ・日記や連絡帳、生活記録ノートを活用し、日頃から生徒の様子の把握に努め、気になる内容については、教育相談や家庭連絡（家庭訪問等）を行い、迅速に対応する。
- ・年3回「いじめアンケート調査等」を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ防止・対策委員会」で調査結果を確認し、必要な対策を検討します。
- ① アンケート調査（生徒対象） 年3回（5月、10月、2月）
- ② アンケート調査（保護者対象） 年1回（12月の学校評価アンケート）
- ③ 学級担任による聞き取り調査 年2回（6月、11月）、毎月1回、随時

(2) 教育相談の充実

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置

(3) 生徒の主体的取り組み

- ① 生徒会によるいじめ防止に向けた宣言文作成、ポスター作成。
- ② 好ましい人間関係づくりをねらいとする行事・交流会の設定。

(4) 保護者との連携

- ・学校の基本方針は、PTA総会、学校便り、ホームページ等で周知に努めます。
- ・学校は、生徒のよいところを積極的に伝えるとともに、相談ごとは直接相談しながら共に考えることを大切にします。
- ・保護者等からの相談を真摯に受け止め、共に考え合い、より良い解決を目指すよう努めます。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、日頃から教育委員会や警察（生活安全課・駐在）、児童相談所、専門医（「いっすね」含む）民生児童委員等との連携を大切にします。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して問題解決にあたります。

(6) 教職員研修

- ・職員会議・学年長連絡会等で行いじめ事案の対応、防止に向けた研修を年2回実施する。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する物その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめ防止対策推進法 第10条

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害生徒等及び保護者の支援並びに加害生徒等の指導及び保護者への助言
- (6) 学校の教職員を対象とする研修会並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該学校の校長が必要と認める事項

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、次の委員により構成される「学校いじめ防止対策推進会議」を設置します。

教職員 : 校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、教育相談、養護教諭、特別支援コーディネーター（必要に応じて担任）

* 必要に応じて教職員以外を参加させる。

(PTA会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)

5 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4	学校だより、学校ホームページでの発信 職員会議（方針、前年度の実態と対応等の共通理解） PTA役員会で説明（方針、取組等）	アンケート調査 （学期1回）
5	「いじめアンケート①」による教育相談	
6	「チャンス相談」	
7	情報モラル教室、三者面談の実施 学期末反省（教職員）	
9	「チャンス相談」	
10	「いじめアンケート②」による教育相談	
11	道徳の時間における人権指導	
12	三者面談の実施、学校評価の実施（総括）	保護者アンケートの実施
1	次年度の指導方針の検討、「チャンス相談」	
2	「いじめアンケート③」による教育相談 学校評議員、学校だより	↓
3	学校ホームページによる説明	

*いじめ防止対策委員会（随時開催）

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

組織対応

- ・ 「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実認識や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

対応の重点

- ・ いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行います。
- ・ いじめの事実が確認できたら、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
- ・ いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たります。
- ・ 保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた生徒や保護者の思いを受け止めつつ、自らの行為を反省する指導に努めます。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中長期的な取組を行います。（例えば、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。）

大まかな対応

- ① いじめの訴え、情報、兆候の発見（保護者へ連絡する前に管理職に相談を）
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）

- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部の専門家の力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを受けた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や指導相談所等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（2）「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより生徒の生命、人身又は財産に多大な被害が生じた疑いが認められるとき、また、いじめにより生徒が相当の期間が欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときについては、次の対応を行います。

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を行います。
- この調査を行った場合には、調査結果について、教育委員会へ報告すると共に、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- 生徒の生命、人体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切な援助を求めます。

7 保護者の役割

- ・スマートフォン等に関わる様々な問題について関心を高め、理解に努めると共に家庭での使用のルールを設定します。
- ・子どもとの対話を心がけ、変化や悩み等について話し合い、学校に相談するなどして、自らの力で解決できるよう支援に努めます。
- ・いじめは人として絶対許されないことや思いやりの心を持つことの大切さを折に触れて指導します。
- ・わが子の周囲でいじめが疑われるような情報を得た時には、深刻ないじめに発展しないように学校に相談するよう努めます。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において適切に評価します。

9 その他相談先一覧表

相 談 先	電 話 番 号
24 時間子供 SOSダイヤル（いじめ相談電話）	0 1 9 - 6 2 3 - 7 8 3 0
全国共通 24 時間相談ダイヤル	0 5 7 0 - 2 7 - 2 3 3 1
県南教育事務所（平日 9～17 時）	0 1 9 1 - 2 6 - 1 4 1 9
岩手県立総合教育センター	0 1 9 8 - 2 7 - 2 3 3 1
いのちの電話（月～土 12～21 時、日曜 12～18 時）	0 1 9 - 6 5 4 - 7 5 7 5
ヤング・テレホン・コーナー（県警、平日 9～17 時 45 分）	0 1 9 - 6 5 1 - 7 8 6 7
子ども人権 110 番（盛岡法務局）	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
チャイルドライン（月～土 16～21 時）	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7